5　報告又は資料の提出、立入検査

内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、銀行等以外の金融機関等に対しても、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができることとしたほか、その営業所等に立ち入らせ、質問させ、又は物件を検査させることができることとした。（第一三六条及び第一三七条関係）

6　契約の解除等の効力

内閣総理大臣は、第一〇二条第一項の認定又は特定認定を行う場合においては、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る金融機関等について、これらに関連する措置が講じられたことを理由とする契約の解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲において、必要な措置が講じられるために必要な期間として内閣総理大臣が定めた期間中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一三七条の三関係）

7　金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するための命令等

内閣総理大臣は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が必要となった場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、金融機関等に対し、措置を講ずるよう命ずることができることとした。（第一三七条の四関係）

8　国際協力

機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府等との情報の交換等の必要な業務を行わなければならないこととした。（第一三七条の五関係）

9　協定銀行に係る規定の整備等

㈠　協定銀行に係る業務の特例

機構が協定を締結する協定銀行の業務に、特別監視金融機関等から譲り受けた事業の整理を行うこと等を追加することとした。（附則第七条関係）

㈡　協定

協定に含む事項に、特定破綻金融機関等から譲り受けた事業に係る整理回収業務等を追加することとした。（附則第八条関係）

㈢　資産の買取りの委託等

機構が協定銀行に対し資産の買取りを行うことを委託することができる場合に、特別監視金融機関等の資産の買取りを含む特定資金援助を行う旨の決定をする場合等を追加することとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第一〇条関係）

㈣　根抵当権の担保すべき元本の確定

特別監視金融機関等は、協定銀行との間で資産の買取りに関する契約を締結しようとする場合等において、その旨を公告したときは、債権の元本について、民法上の元本確定請求があったものとみなすこととした。（附則第一〇条の三関係）

㈤　資金の貸付け等

機構が協定銀行に対して行うことのできる資金の貸付け等の対象に、特別監視金融機関等から引き受けた債務等の弁済等を追加することとした。（附則第一一条関係）

㈥　承継機能協定

内閣総理大臣が機構に対し協定銀行と締結することを指示することができる協定の目的に、特別監視金融機関等の債務等を引き継がせること等を追加することとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第一五条の二関係）

㈦　経営管理の終了等

機構は、承継協定銀行がその債務等を引き継いだ特別監視金融機関等に係る特別監視指定の日から二年以内に、経営管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない場合には、一年を限り、延長することができることとした。（附則第一五条の三関係）

㈧　区分経理等

機構は、附則の業務のうち金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に係る業務については、危機対応勘定において区分経理することとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第一八条の二等関係）

10　その他

㈠　機構は、委員会があらかじめ定める条件に基づき、金融機関に対し、納付された保険料の一部を返還することができることとした。（第五〇条第三項・第四項関係）

㈡　資金援助の対象となる「合併等」に、吸収分割及び新設分割を追加することとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第五九条第二項等関係）

八

1　銀行法の一部改正関係

銀行の監査役等の適格性

銀行の監査役等は、銀行の取締役等の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有する者でなければならないこととした。（第七条の二関係）

2　銀行等の同一人に対する信用供与等規制の潜脱防止

㈠　信用供与等規制の潜脱防止

銀行又はその子会社等が同一人に対する信用の供与等に係る規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行っている場合には、名義人以外の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等としてこの規制を適用することとした。（第一三条第五項関係）

3　銀行の子会社の範囲

㈠　銀行の子会社の範囲の拡大

事業再生会社を、投資専門子会社を通じることなく、子会社とすることができることとした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　銀行の外国の子会社の範囲の特例

子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている外国の子会社対象会社を銀行が子会社とする場合には、子会社の範囲の規制を適用しないこととした。ただし、当該銀行は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととした。（第一六条の二第四項～第六項関係）

4　銀行等の議決権の取得等の制限の見直し

銀行の投資専門子会社は、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社の議決権について、その基準議決権数（当該会社の総株主等の議決権に一〇〇分の五を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする等、所要の規定の整備を行うこととした。（第一六条の三関係）

5　業務の再委託先等に対する報告徴求等

内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行から業務の委託を受けた者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者に対し、銀行の業務等に関し報告又は資料の提出を求めること等ができることとした。（第二四条関係）

6　銀行に対する会計監査人の解任命令

内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、会計監査人の解任を命じることができることとした。（第二七条関係）

7　外国銀行支店の資本金に対応する資産の国内保有

外国銀行支店は、常時、一〇億円を下回らない範囲内において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならないこととした。（第四七条の二関係）

8　銀行持株会社に係る規定の整備

銀行に関する規定の改正に準じて、銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用供与等規制、銀行持株会社の子会社の範囲、銀行持株会社又はその子会社による議決権の取得等の制限、銀行持株会社の業務の再委託先等に対する報告徴求等、銀行持株会社に対する会計監査人の解任命令に関する所要の規定の整備を行うこととした。（第五二条の二二～第五二条の二四、第五二条の三一及び第五二条の三四関係）

9　罰則

資産の国内保有命令に違反した者に対する法定刑を、一〇〇万円以下の過料から一年以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金（法人重課二億円以下の罰金）に引き上げることとした。（第六三条関係）